

重要事項説明書

1. 供給条件等の説明

株式会社グリーンエナジーぐんま（以下「当社」といいます）が、電気事業法第2条第1項第12号に定める特定送配電事業により、電気事業法第2条第1項第2号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときの供給条件は、電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）および実施要綱によります。なお、当社が標準約款および実施要綱を変更する場合、お客さまへのお知らせは、**原則として当社ホームページ**によるものとします。

2. 需給契約の申込みと前提

お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、当社所定の申込書等により申込みをしていただきます。また、契約締結前後の書面交付をする場合は、原則として本書面、標準約款および実施要綱を**当社ホームページへ掲載**することでお客さまへ提供することに**予め同意いただいております**。

3. 契約期間

契約期間は、**需給契約が成立した日から、受給開始以降1年目の日まで**といたします。また、契約期間満了の1か月前までに、お客さままたは当社から需給契約の消滅または変更等の意思表示がない場合は、需給契約は、**契約期間満了後1年ごとに同一条件で継続**されるものといたします。

4. 契約電流、契約容量および契約電力

契約電流、契約容量および契約電力は、1年間を通じての最大負荷の想定を基準としてお客さまから申し出ていただいたうえで、**当社が決定いたします**。なお、GEG従量電灯の契約では、原則として**決定した契約電流は変更できません**ので、ご注意ください。

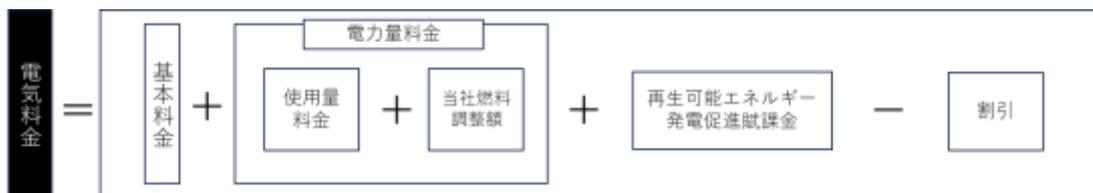
5. 供給の開始

当社は、お客さまの需給契約の申込みを受領したときには、**お客さまと協議のうえ需給開始日を定め**、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

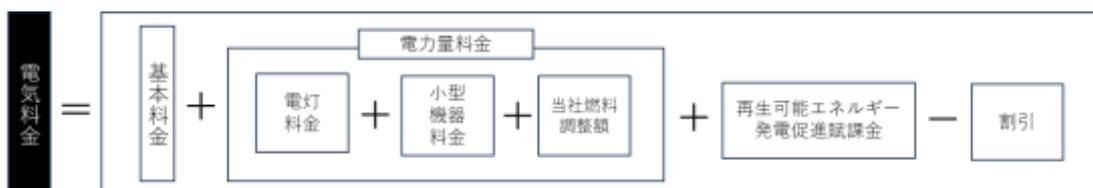
6. 電気料金

原則値引き効果を持つ当社燃料調整額と割引は、**当社が電気標準約款で定めた額**を適用します。全国一律に課される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、経済産業大臣の告示に基づき、料金に加算いたします。

(a) 従量制の場合



(b) 定額制の場合



(a) GEG 従量電灯

基本料金	ひと月につき	10A ごとに	311 円 30 銭
電力量料金	最初の 120kWh まで	1kWh	29 円 70 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで		36 円 30 銭
	301kWh から		40 円 48 銭

(a) GEG 低圧動力

基本料金	ひと月	1kW につき	1,043 円 02 銭
電力量料金	ひと月	1kWh ごとに	25 円 08 銭

(b) GEG 公衆街路灯

基本料金	1 契約につき、ひと月	49 円 50 銭
電灯料金	10 ワットまでの 1 灯につき、ひと月	156 円 20 銭
	10 ワットを超え 20 ワットまでの 1 灯につき、ひと月	269 円 50 銭
	20 ワットを超え 40 ワットまでの 1 灯につき、ひと月	495 円 00 銭
	40 ワットを超え 60 ワットまでの 1 灯につき、ひと月	722 円 70 銭
	60 ワットを超え 100 ワットまでの 1 灯につき、ひと月	1,173 円 70 銭
	100 ワットを超える 1 灯につき 100 ワットまでごとに、ひと月	1,173 円 70 銭
小型 機器 料金	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき、ひと月	417 円 43 銭
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき、ひと月	747 円 92 銭
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき	747 円 92 銭
	100 ボルトアンペアまでごとに、ひと月	

7. 電気料金の算定期間および方法

料金の算定期間は、**原則毎月 1 日～末日**とし、料金の算定方法は供給地点における 30 分ごとに計量される電力量を算定期間において合計した値により算定いたします。なお、当社へ

余剰売電を行う場合、当社は別に定める太陽光余剰電力買取約款に従って余剰電力をお客さまから買取り、**同額分をご利用の電気料金から減額**いたします。

8. 電気料金のお支払い

当社が指定する、**毎月 27 日引き落とし**を基本とする口座振替サービスの利用または銀行振込とします。なお、**振込手数料はお客さまのご負担**とさせていただきます。

9. 延滞利息

お客さまが料金を支払期日が経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて**年 14.6%の延滞利息**を申し受けます。

10. 供給の停止

お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、**電気の供給を停止**することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 当社が接続する以外に電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- ニ お客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- ホ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日がさらに 20 日経過してなお支払われない場合
- ヘ 支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他、標準約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- ト お客さまが標準約款や一般送配電事業者の託送供給約款に反した場合

11. 需給契約の変更

原則として、**契約期間中の需給契約変更はできません**。やむを得ずお客さまが需給契約の変更を希望する場合は、お客さまと当社と合意した場合、契約を変更できるものといたします。

12. 需給契約の廃止

お客さまが当社と合意のうえ、標準約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、その廃止期日を定めて、**予め当社に通知**していただきます。当社との需給契約を解約した場合には、お客さまが電気供給に関して無契約状態となり、**電気の供給が停止**されます。

13. 解約等

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は**需給契約を解約する**ことがあります

す。なお、この場合には、その旨を予めお客さまにお知らせいたします。

イ お客さまが料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合

ハ 支払いを要することとなった電気料金以外の債務を支払われない場合

ニ その他、標準約款に反した場合で、当社がその旨を警告しても改めない場合

(2)お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期日までに**その理由となった事実を解消されない場合**には、当社は、**需給契約を解約**することがあります。なお、この場合には、その旨を予めお客さまにお知らせいたします。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 低圧動力の場合で、電灯など契約対象外の利用をされた場合

ニ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ホ 当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(3)お客さまが需給契約の廃止の通知をされないうで需要場所から移転され、**電気を使用されていないことが明らかな場合**には、当社が需給を終了させるための措置をおこなった日に需給契約は消滅するものといたします。

14. 違約金

お客さまが 13（解約等）(2)ロもしくはハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の**3 倍に相当する金額**を、違約金として申し受けます。免れた金額は、標準約款にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。不正に使用された期間が確認できない場合は、**6 か月以内で当社が決定した期間**といたします。

15. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の電気工作物、電気機器等の設備を損傷または亡失した場合、当社は、**その賠償に要する金額**をお客さまに請求いたします。

16. 損害賠償の免責

(1)当社は、**やむを得ない事情**によって需給開始日を変更した場合には、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2)当社が標準約款に従い電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが**当社の責めとならない理由**によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)当社が**標準約款の規定に従い**電気の供給を停止、解約した場合もしくは需給契約が消滅

した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4)漏電その他の事故が生じた場合で、それが**当社の責めとならない理由**によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

17. 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さまが、**当社と合意したうえで**契約電流、契約容量または契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たずに電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、**料金および工事費**をお客さまと当社との協議のうえ、お客さまに精算していただきます。

18. 計量器等の取付け

料金の算定上必要な計量器およびその付属装置は契約電力等に応じて当社が選定して当社の所有とし、**原則として当社の負担**で取り付けます。また、電流制限器を取り付ける場合についても、**原則として当社の負担**で取り付けます。

19. 供給設備を変更する場合の工事費負担金

お客さまが当社と合意し、新たな電気の使用または契約電力等の増加にもなわなないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合、実費相当額を申し受ける場合を除き、当社は、**その工事費の全額**を工事費負担金として申し受けます。

20. 工事費負担金等相当額の申受け等

お客さまへの電気の供給にもなう工事等にかかわる工事費負担金、費用の実費または実費相当額は、工事費負担金等相当額として**原則として工事着手前**にお客さまから申し受けます。供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、**要した費用の実費**を申し受けます。なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

株式会社グリーンエナジーぐんま（事業者登録番号：B0043）

住所：群馬県邑楽郡板倉町朝日野 1-4257-1

電話番号：0276-47-4106

受付時間：平日午前9時から午後5時まで

ホームページ：<https://gegunma.jp>